

Fリーグ 2022-2023 ディビジョン1・2 入替戦試合実施要領

第1条【趣 旨】

本実施要領は、Fリーグ 2022-2023 ディビジョン1・2 入替戦（以下、「本大会」という。）の試合（以下、「試合」という。）の実施に関して定めるものとする。試合の実施に関して本要領に定めのない事項については、「Fリーグ 2022-2023 試合実施要領」を準用する。

第2条【大会の目的】

1. 本大会は、Fリーグ 2022-2023 試合実施要領第22条〔順位の決定〕に従い、ディビジョン1リーグ戦順位最下位のチーム（以下、「F1チーム」という。）と、ディビジョン2リーグ戦優勝チーム（以下、「F2チーム」という。）が参加して行う。
2. 本大会に勝利したチームが、翌シーズンのFリーグディビジョン1に残留または昇格することができる。但し、Fリーグディビジョン1に昇格するには、F1クラブライセンスが付与されたクラブでなければならない。

第3条【大会方式】

1. リーグ戦終了後、F1チームとF2チームで、ディビジョン1・2入替戦を行う。
2. 試合は、Fリーグが手配したアリーナで行う。
3. 2試合を開催し、勝利チームがFリーグディビジョン1に残留または昇格する。
4. 参加するF2チームについて、Fリーグクラブライセンスが付与されていない場合は、出場することができない。ディビジョン2リーグ戦優勝チームにFリーグクラブライセンスが付与されない場合は、2位以下のチームが繰り上がり出場資格を得ることができる。

第4条【試合の主催等】

試合は、すべて公益財団法人日本サッカー協会（以下、「協会」という。）及び一般社団法人日本フットサルトップリーグ（以下、「JFT」という。）が主催し、Fリーグが主管する。

第5条【出場資格】

1. 協会の「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に基づき協会への選手登録を完了し、かつ、Fリーグへの届出を完了した選手のみが、試合に出場することができる。
2. Fクラブの2種チームに所属し、次の各号の条件を満たした選手には、所属するFクラブが参加する試合への出場資格が与えられる。
 - (1) 当該2種チームが、協会にクラブ申請されていること
 - (2) 第14条の定めに従いFリーグに「Fリーグメディカルチェック報告書」が提出されていること
 - (3) 選手が18歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書が提出されていること
 - (4) 要項第97条に定めるFリーグ登録されていること
3. 選手は、試合出場に際し、協会に選手登録していることを証明しなければならない。

第6条【出場資格を得るための追加登録期限】

2022年12月20日までに協会への選手登録及びFリーグ登録を完了した選手のみが、本大会への出場資格を有する。

第7条【外国籍選手】

1. 試合にエントリーすることができる外国籍選手は1チーム3名以内とする。外国籍選手は常時2名までピッチ上でプレーすることができる。
2. 前項各号に違反する行為は、試合終了後に主審及びマッチコミッショナーから報告を受けたFリーグ規律委員会により処分を決定される。

第8条【試合エントリー選手の人数】

各試合にエントリーできる選手の人数は、1チームあたり14名とする。このうち、少なくとも1名は、23才以下（1999年4月2日以降生まれ）の日本国籍選手としなければならない。

第9条【試合時間および勝敗の決定】

1. 試合は、40分間（前後半各20分プレーイングタイム）で、勝敗が決定しない場合は、引き分けとする。
2. 試合が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とする。
2. 2試合が終了した時点で勝利数が同じ場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
 - (1) 2試合における得失点差
 - (2) F1チーム
3. ハーフタイムのインターバルは15分間とし、15分を超えてはならない。

第10条〔懲罰〕

1. 協会の懲罰規程に基づき、規律委員会が定める。
2. リーグ戦およびその他の競技会における警告の累積による公式試合の出場停止処分は、当該警告処分を受けた競技会のみ適用されるため、本大会に影響しない。(懲罰規程別紙2第2条第3項)
3. リーグ戦およびその他の競技会において消化しきれなかった退場による出場停止処分は、本大会が、当該出場停止処分を受けたチームが出場する直近の公式試合に該当する場合、本大会にて消化するものとする。(懲罰規程別紙2第6条第1項)

第11条〔遠征費用〕

交通費及び宿泊費は、以下のとおりとする。

- (1) 交通費は、各チームが負担する。
- (2) 宿泊が必要な場合は、1チームあたり16名分(選手及びスタッフ)を最大2泊Fリーグが負担する。宿泊先の手配は原則としてFリーグが行う。

第12条

本実施要領に定めるもののほか、運営に必要な事項は、実行委員会で定める。

第13条

本実施要領の改廃は、JFT理事会の議決による。